

令和 年度分 町民税・県民税 申告書 付表 ( 上場株式等に係る配当所得等 および譲渡所得等の課税方式選択用 )  
国民健康保険税

身延町長 あて

現住所	ふりがな
住所(1月1日現在)	氏 名

### 確定申告した上場株式等の所得等

		住民税の源泉徴収税額	
上場株式等の配当所得等	総合課税分	円	円
	分離課税分	円	円
上場株式等の譲渡所得等		円	円

※対象となる上場株式等の配当所得等及び譲渡所得等については、所得税15.315%（復興特別所得税分含む）と住民税5%の合計20.315%の税率であらかじめ源泉徴収（特別徴収）されているものとなります（所得税20.42%を源泉徴収されているものは、住民税が源泉徴収されていないので、対象ではありません）。

### 上場株式等の所得等課税方式選択

次の申出する番号に○をつけてください。

1. 上記の確定申告した上場株式等の所得等について、住民税では申告いたしません。  
確定申告した上場株式等の所得等のうち、全てを申告不要にする場合に選択します。

2. 上記の確定申告した上場株式等の所得等について、住民税では次のとおりといたします。  
↓ 確定申告した上場株式等の所得等のうち、一部を申告不要にする場合に選択します。

#### "2"を選択した場合、必ずこの欄へ記入してください

		住民税の源泉徴収税額	
上場株式等の配当所得等	総合課税分	円	円
	分離課税分	円	円
上場株式等の譲渡所得等		円	円

#### \* 提出の際、次の書類も併せて提出してください

- 町民税・県民税・国民健康保険税申告書
- 確定申告書の控えの写し
- 配当所得・譲渡所得等に関する書類の写し（特定口座年間取引報告書・支払通知書等）

#### \* 注意事項

- この付表の提出は、町民税・県民税納税通知書が送達される前に行う必要があります。
- 上記の住民税の源泉徴収税額に記載誤りなどがあり、上場株式等の所得と判断がつかない場合は、確定申告書の内容で住民税を課税することがあります。